

5 東彼規則第 15 号

東彼杵町振興懇話会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 18 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町振興懇話会規則の一部を改正する規則

東彼杵町振興懇話会規則（昭和43年規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 懇話会は、委員<u>20人</u>以内で組織し、その都度町長が委嘱する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>町議会議員</u></p> <p>(3) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(4) <u>関係団体に所属する者</u></p> <p><u>(5) 本町の町民</u></p> <p><u>(6) その他必要と認められる者</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第3条 懇話会に会長及び副会長を置き委員の互選により定める。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 懇話会は、委員<u>25人</u>以内で組織し、その都度町長が委嘱する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>町議会議員、農業委員、民生委員</u></p> <p>(2) <u>農業団体、漁業団体、商工業団体、教育関係代表者</u></p> <p>(3) <u>区長、婦人会、母子会、遺族会、青年団、老人クラブ代表者</u></p> <p>(4) <u>その他町長が必要と認める者</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第3条 懇話会に会長_____を置き委員の互選により定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(会議)</p>

第4条 (略)

2 (略)

3 懇話会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は総務課において処理する。

第4条 (略)

2 (略)

[新設]

(庶務)

第6条 懇話会の庶務はまちづくり課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。